

## (2) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の追加、変更に伴う所要の変更を行うとともに、新たな統計ニーズへの対応等の観点から、集計事項の追加、変更等を行う。

### (審査結果)

調査事項の追加、変更に伴い、調査結果として作成される集計事項（集計表）の充実を図ろうとするものである。

これについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであり、おおむね適当であると考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等について、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要がある。

### (論点)

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。
- 3 調査事項の追加・変更に伴うもの以外に、集計事項の変更を行うものがみられるが、どのような統計ニーズに対応する観点から変更を行うこととしているのか。統計ニーズとの関係で、当該集計表は十分かつ適切か。

### (3) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

東日本大震災の影響により、福島県を調査対象地域から除外するとともに、岩手県及び宮城県の一部地域については調査実施の可否を確認し、不可能な場合は代替調査区を抽出するとしていた調査計画の規定を削除する。

#### (審査結果)

平成23年3月に発生した東日本大震災への対応として、平成23年調査（簡易調査）時には岩手県、宮城県及び福島県内全てを調査対象地域から除外し、また、平成24年調査（簡易調査）時には福島県については引き続き調査対象地域から除外するとともに、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、調査不可能な場合は代替調査区を抽出するとしていた。

しかしながら、平成25年調査（大規模調査）からは、上記3県についても既に調査対象地域に復活していることから、上述の対応に係る調査計画の規定を削除するものである。

これについては、既に本調査の実施に当たって東日本大震災の影響が解消されている中で、調査計画から削除されずに残っていた当該規定部分を削除することから、適当であると考える。

## 2 統計委員会諮問第45号の答申（平成25年1月25日付け府統委第7号）における「今後の課題」への対応状況について

### （1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し

[「今後の課題」での記述]

就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成24年9月25日統計委員会）において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされており、これを受け、同省は、現在、事業所・企業統計を中心に検討を行っているところである。

したがって、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項（前述1-(2)-ア-（ア）<sup>(注)</sup> 参照）に使用されている用語については、今後、取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がある。

（注）諮問第45号の答申（抜粋）

1 本調査計画の変更

（2）理由等

ア 調査事項の変更

＜世帯票＞

（ア）変更事項1

世帯員の勤めか自営かの別及び勤め先での呼称に関する調査事項の選択肢について、本申請では、表1のとおり、変更する計画である。

表1

調査内容	変更前	変更後	変更理由
世帯員の勤めか 自営かの別	(選択肢) ・一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）	(選択肢) ・一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） ・一般常雇者（契約期間が1年以上の雇用者）	有期契約労働者の実態をより詳細に把握するため。
勤め先での呼称	(選択肢) ・契約社員・嘱託	(選択肢) ・契約社員 ・嘱託	非正規雇用者の実態をより詳細に把握するため。

これらについては、一般常雇者を無期契約労働者、有期契約労働者別に、また、契約社員・嘱託を雇用形態に応じて契約社員、嘱託別に把握することにより、有期契約労働者や非正規雇用者に関するより詳細なデータが得られることになり、今後増加が見込まれる有期契約労働者の無期契約労働者への転換や嘱託の実態に関する分析に資するものと認められることから、適当である。

### （審査結果）

この課題は、前回答申時点において、厚生労働省では、所管する統計調査について、事業所・企業統計を中心に、異なる統計間で用いている就業・雇用形態の区分（以下「労働者の区分等」という。）に関する用語の整合性の確保等について検討していたことから、その検討結果を踏まえて、平成28年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行うよう付されたものである。

その後、労働者の区分等については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、厚生労働省が平成25年度末までに取りまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場で、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を行い、その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うこととされたことを受けて、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年

5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。別添2（39ページから49ページ）参照。）が策定されたところである。

ガイドラインでは、その適用範囲について、事業所母集団データベースに調査結果を記録する基幹統計調査のうち、①直接雇用と間接雇用、②常用労働者と臨時労働者及び③常用労働者の内訳を調査事項としている統計調査としており、その他の事業所・企業を対象とする統計調査についても、その趣旨・目的を踏まえつつ、順次、ガイドラインの全部又は一部を適用する可能性を検討し、統計間の比較可能性の向上に努力することとされている。

また、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査において、同一区分に対し異なる名称を用いていることから、用語の整理・統計間の比較可能性の向上を図るための方策について、引き続き府省間における情報共有や検討を実施し、その結果をガイドラインの見直しに反映することとされている。

こうしたことから、厚生労働省は、世帯を対象とする本調査については、現時点ではガイドラインの適用範囲外であるとして、今回、本調査における労働者の区分等に係る調査事項に使用されている用語については、特段の見直しを行わないこととしている。

これについては、前回答申以降に策定されたガイドラインでは、世帯を対象とする統計調査については適用対象となっておらず、当面、特段の対応を求められていないことから、やむを得ないものと考えるが、厚生労働省における今後の対応方針等について確認する必要がある。

#### （論点）

- 1 世帯票の質問17「勤めか自営かの別」及び補間17-1「勤め先での呼称」については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのためどのようなクロス集計等を行っているのか。当該調査項目に関し、統計ニーズ等の観点から、今回見直しを行う必要はないか。
- 2 今後のガイドラインの見直しの状況も踏まえつつ、どのように対応していく予定か。

## (2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討

[「今後の課題」での記述]

就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではあるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項の在り方を検討する必要がある。

### (審査結果)

この課題は、前回大規模調査の平成25年調査の健康票において、睡眠に関する調査事項として、過去1か月の1日の平均睡眠時間、過去1か月の睡眠による休養充足度の状況を把握する設問が新たに追加されたが、その審議の際、就寝時刻も併せて把握する必要がないか議論され、答申時点では、就寝時刻が健康に影響を及ぼすか否かに関して、学術的にも結論が得られていなかったため、調査事項として追加することは見送ったものの、学術的に十分な根拠が確立されていない事柄であっても、社会的な要請や関心が高いものである場合、それに応えることも重要であるとして、引き続き睡眠に関する調査事項の在り方を検討するよう付されたものである。

本課題について、厚生労働省は、今回、次の理由により、就寝時刻に関する調査事項を追加しないとしている。

① 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月10日厚生労働大臣告示）で決定された「21世紀における第2次国民健康づくり運動」（以下「健康日本21（第2次）という。」を平成25年度から開始し、睡眠の重要性について普及啓発を一層推進するため、「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局策定。以下「睡眠指針」という。）を策定しているところである。

しかしながら、睡眠指針では、就寝時刻（就床時刻）について、眠たくないのに無理に眠ろうとすると、かえって緊張を高め、眠りへの移行を妨げるとして、「眠たくないから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」ことが重要とされている。

② 社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）において、1日の生活時間を把握する中で、就寝時刻についても把握していることから、改めて本調査で把握する必要性が乏しいと考えられる。

これについては、前回答申後の学術的な議論も踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等の観点から、今回、就寝時刻の把握の必要性等について、確認する必要がある。

### (論点)

- 1 就寝時刻に関する学術的な議論はどのような状況か。
- 2 睡眠時間に関する調査事項については、具体的にどのような施策等に活用されているか。そのためどのようなクロス集計等を行っているのか。
- 3 社会生活基本調査における就寝時刻に関する調査結果はどのようにになっているか。
- 4 睡眠に関する事項の利活用状況や前回答申後における状況の変化、他調査（社会生活基本調査）との関係からみて、本調査において、睡眠時間及び就寝時刻を把握する必要性はあるか。

### (3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組

[「今後の課題」での記述]

前回答申の課題<sup>(注1)</sup>である非標本誤差の縮小及び基本計画<sup>(注2)</sup>における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄である。その重要性に鑑み、平成28年の大規模調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証して、その結果を当該調査に反映させる必要がある。

また、中・長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について、これまでの厚生労働省における検討の結果等も踏まえ、引き続き取り組む必要がある。

(注1) 「諮問第21号の答申 国民生活基礎調査の変更について」（平成22年1月25日付け府統委第8号）において、今後の課題として、「本調査における非標本誤差の縮小に向け、平成22年に実施される国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異も含め、上記2（4）で述べた調査票回収率の向上策（※平成22年に実施される本調査から、所得票の自計方式化や集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置を採用）の効果を検証する必要があるほか、近年、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の研究が進んできていることから、それらの利用可能性に関する検討も併せて行う必要がある。」ことが指摘されている。

(注2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。」ことが指摘されている。

#### (審査結果)

1 この課題のうち、非標本誤差の縮小については、前々回の大規模調査である平成22年調査に係る答申（平成22年1月）において、今後の課題として、①国勢調査（総務省所管の基幹統計調査）及び本調査の結果との間で生じた差異の検証、②調査票回収率の向上策の効果の検証、③非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討が求められたところである。

なお、本課題のうち、第Ⅰ期基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大に当たっての調査事項の大幅な縮減等への対応状況については、第Ⅱ期基本計画における指摘事項と重複することから、後記3において確認することとする。

2 これを受け、厚生労働省は、前回調査に係る部会審議において、平成22年調査に係る答申において指摘された指摘事項に関する検証・検討状況について報告した。下表はその概要である<sup>(注)</sup>

(注) 詳細は、別添3（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日府統委第7号）（抄）中、「2 懇問第21号答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成22年1月25日府統委第8号）における今後の課題への対応について」を参照（51ページから53ページ）のこと。

表

平成22年調査に係る答申での指摘事項	左記指摘事項に係る検証・検討結果概要
① 国勢調査及び本調査の結果との間で生じた差異の検証	① 若年層や都市部における捕捉が十分でないことが、非標本誤差が生じている背景となっているものと考えられる。
② 調査票回収率の向上策の効果の検証	② 所得票の自計方式への変更等により、回収率は、全体では75.7%と平成19年調査より8%増加しているものの、政令指定都市の回収率は全体より低いものが相当数みられ、現状では、都

	市部において回収率のより一層の向上を図るために有効な方策は見いだし難いと考えられる。
③ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性	③ 世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、傾向スコアという方法により所得額を推計し、調査対象世帯全体の総所得の補正の可能性を検討した結果、一定の有効性は確認できたものの、補正方法には幾つかの手法があり、どれか一つの手法を補正手段として有効であると特定することはできなかったことなどから、補正結果を公的統計として採用することは困難と考えられる。

3 こうしたことから、前回答申の今後の課題として、現行の調査内容や調査方法のままでは、調査票の回収率をより一層向上させ非標本誤差の縮小を図ることは困難であるため、①調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入等の方策の有効性について検証し、その結果を調査に反映するとともに、②中長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討について引き続き取り組む必要があるとされたところである。

本課題に対して、厚生労働省は、非標本誤差の縮小のための方策とともに、第Ⅰ期基本計画及び後記3の第Ⅱ期基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の可能性について検証するために、平成26年度に試験調査を行うこととしていたが、昨今の厳しい財政事情により、予算が確保できず、結局実施することができなかつた。

このため、厚生労働省は、試験調査に代わる方法として、全ての地方公共団体等を対象とした一斉アンケート調査及び一部の地方公共団体に対するヒアリング<sup>(注)</sup>を実施し、調査事項を大幅に見直し（軽量化）した調査票により、調査方法を変更（調査時期の統一、調査系統の一元化、郵送調査の導入及びコールセンターの導入）して実施した場合の実施可能性等について検討を行った。

（注）厚生労働省は、第Ⅰ期基本計画における指摘事項に対応するために、本調査の見直し案について、平成24年度は4県6市を対象に、25年度は9県3市を対象にヒアリングを実施している。

4 その結果、厚生労働省は、以下のような理由により、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大については困難とする一方で、非標本誤差の縮小に向けた取組として、回収率改善の観点から、予算措置に配慮した上で、今後、郵送回収等を導入することについて、引き続き検討をしている。

- ① 大幅な調査事項の削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと。
- ② 調査事項の大幅な削減により失われる厚生労働行政の根幹に関わる情報も多く、標本規模の拡大によって得られる新たな情報との見合いで妥当かどうか疑問があること。
- ③ 調査時期の統一化及び調査系統の一元化による業務量増加への対応については、地方公共団体によって業務体制の実情に大きな差があること。

5 調査員調査に加え、郵送調査を導入することは、従来の調査方法を大幅に変更するものであり、その導入に当たっては、平成20年の試験調査における郵送調査導入に係る検証の結果を踏まえた適切な対応を図る必要があるほか、予算措置も必要となることから、今回、郵送調査の導入を見送ることについてはやむを得ないものと考えるが、その他非標本誤差の縮小に向けた取組との関係で現状や今後の方向等について確認する必要があ

る。

また、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討については、中・長期的な課題とされているものの、前回答申以降の厚生労働省における検討状況について確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 標本設計及び調査系統がどのようにになっているのか説明していただきたい。
  - ① 標本設計はどのようにになっているのか。また、このような標本設計を採用している理由はどのようなものか。
  - ② 調査系統はどのようにになっているのか。また、このような調査系統を採用している理由はどのようなものか。
- 2 報告世帯（世帯員）の分布について、以下について説明していただきたい。
  - ① 過去3回の大規模調査（平成19年、22年及び25年調査）について、抽出した段階における各調査票に係る世帯（世帯員）の分布（世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の世帯（世帯員）数・構成割合等）はどのようにになっているのか。
  - ② 過去3回の大規模調査（平成19年、22年及び25年調査）について、各調査票の調査結果における世帯（世帯員）の分布（世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の世帯（世帯員）数・構成割合等）はどのようにになっているのか。
  - ③ 平成22年調査における上記②の世帯（世帯員）の分布は国勢調査と比べてどのようにになっているのか。
- 3 回収率について、以下について説明していただきたい。
  - ① 過去3回の大規模調査（平成19年、22年及び25年調査）について、各調査票における回収率（全体、世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の回収率）はどのようにになっているのか。  
また、簡易調査である平成20年、21年、23年、24年、26年及び27年調査について、世帯票及び所得票における回収率（全体、世帯類型別、世帯主年齢階級別及び地域別の回収率）はどのようにになっているのか。
  - ② 回収できなかった世帯にみられる傾向はどのようなものか。例えば、これまでに実施した傾向スコアによる分析等で把握できていることはないのか。（年齢、性別、地域、世帯類型、所得、就業状況、教育）
  - ③ 回収率向上への取組として、従来からどのような取組を行ってきてているのか（平成19年～24年調査）。  
前回の大規模調査である平成25年調査において回収率の改善を図るために、具体的にどのような対策を講じ、その結果はどうであったか。  
また、その後に実施した簡易調査である26年、27年調査においては、どのような対策を講じ、その結果はどうであったか。  
さらに、これらの結果も踏まえ、今回の調査計画においては、新たに講じることとしている対応方策はあるのか。
  - ④ 健康票の回収方式について、前回調査において、従来の調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する方式（密封回収方式）から、調査対象世帯から健

康票を回収する際に封筒に密封しない方式(非密封回収方式)に変更して実施したが、回収率は前々回調査（平成22年調査）と比べてどうか。また、回収方式の変更についてどのように評価しているか。

- 4 非標本誤差が生じている一因と考えられる若年層からの回収率向上策の一環として、郵送調査及びオンライン調査の導入について、どのように考えるか。

また、平成20年に実施した試験調査の結果によると、回収時、面接不能世帯からの郵送回収は有益であるが、調査現場での混乱回避のため、実施するならば簡易調査からすることが提言されているようであるが、これまでの簡易調査において、例えば試験的という形であれ、実施されていない理由は何か。

- 5 前回調査に係る審議において、社会保険料等について、所得や性別、学歴等の属性と組み合わせて推計する方法に係る検討に関し、厚生労働省から、「本調査はこれまでも実査中心主義として調査・統計作成を行ってきたところ。他の属性からの組み合わせによる簡便化した推計方法について、そのプログラムがあるとは承知しており、また、全国消費実態調査においても何らかの推計方法があると思われるが、今後検討をいたしたい。」との説明があったが、その後の検討状況はどうか。

- 6 集計値を補正する理論の利用可能性について、厚生労働省が有識者等を参考し開催した「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」の報告書（平成23年3月）は、どのような内容か。

当該報告書における「まとめ」<sup>(注)</sup>を受け、その後の研究・検討の進捗状況はどのようにになっているか。また、今後、どのように対応する予定か。

さらに、傾向スコアという方法以外に、集計値を補正する他の方法を検討する余地はないか。

(注) 研究会報告書の「まとめ」において、以下のように整理されている。

#### 「7 まとめ

標本設計、調査実施上の留意点及び母集団推定の方法については、記入者負担、費用負担及び調査員負担などの考慮すべき問題が多くあり、現行の方法は合理性があると考えられる。

しかしながら、改善の余地はあると考えられることから、厚生労働省において検討が求められる。

不詳データの補整については、全部不詳データの補整は難しいが、一部不詳データの補整については研究の余地があることが確認できた。したがって、一部不詳データの補整については、単年のデータだけでなく、いくつかの年について試算を行い、その有効性を確認していく必要がある。

なお、一部不詳データの補整について、調査結果として作成する統計表にどのように反映するかについては、厚生労働省で検討すべきものと考えている。」

※ 試験調査やアンケート調査等に関する「論点」については、後記3（第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について）において記載しているところ。

### 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)における指摘事項への対応状況について

〔「公的統計の整備に関する基本的な計画」での記述〕

国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する（平成28年調査の企画時期までに結論を得る。）。

#### (審査結果)

- 1 この指摘事項は、第Ⅰ期基本計画に引き続き指摘されているものであり、現行の所得票及び貯蓄票の調査単位区数では報告者数が少なく、都道府県別表章を行うだけの十分な結果精度を確保できないため、当該表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討することとされたものである<sup>(注)</sup>。

(注) 詳細は、別添3（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日府統委第7号）（抄）中、「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について」を参照（53ページから54ページ）のこと。

- 2 このことを受け、厚生労働省は、平成26年度に試験調査を実施することを計画したが、昨今の厳しい財政事情から予算を確保できず、実施できなかった。このため、試験調査に代わる方法として、全ての地方公共団体等を対象としたアンケート調査及び一部の地方公共団体に対するヒアリング<sup>(注)</sup>を実施し、調査事項を大幅に見直し（軽量化）した調査票により、調査方法を変更（調査時期の統一、調査系統の一元化、郵送調査の導入及びコールセンターの導入）して実施した場合の実施可能性等について検討を行った。

#### [再掲]

(注) 厚生労働省は、第Ⅰ期基本計画における指摘事項に対応するために、本調査の見直し案について、平成24年度は4県6市を対象に、25年度は9県3市を対象にヒアリングを実施している。

- 3 その結果、厚生労働省は、以下のような理由により、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大については困難であると判断しているところである。[再掲]

- ① 大幅な調査事項の削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと。
- ② 調査事項の大幅な削減により失われる厚生労働行政の根幹に関わる情報も多く、標本規模の拡大によって得られる新たな情報との見合いで妥当かどうか疑問があること。
- ③ 調査時期の統一化及び調査系統の一元化による業務量増加への対応については、地方公共団体によって業務体制の実情に大きな差があること。

- 4 このような事情に鑑み、現時点で標本規模の拡大が困難であることについては、やむを得ないものと考えるが、上記アンケート調査及びヒアリングの内容や結果に加えて、厚生労働省は、将来的に、当該課題へ対応していくことについて、どのように認識しているのか確認する必要があると考える。

#### (論点)

- 1 アンケート調査及びヒアリングについて、以下について説明していただきたい。  
① 調査事項を大幅に見直し（軽量化）した調査票案（以下「新調査票案」という。）は、

どのような考え方により作成したのか。現行調査票と比べて、具体的にどのような見直し（軽量化）を行ったのか。また、見直し（軽量化）を行った新調査票案とは具体的にどのようなものか。

② 地方公共団体に対するアンケートの目的や実施内容はどのようなものか。当該アンケートによる新調査票案、調査ルートの一元化、回収方法、郵送回収の導入、調査時期、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。

③ 地方公共団体に対するヒアリングの目的や実施内容はどのようなものか。また、当該ヒアリングによる新調査票案、調査ルートの一元化、標本規模の拡大、郵送回収の導入、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。

④ 調査員に対するアンケートの目的や具体的な実施内容はどのようなものか。また、当該アンケートによる回収方法、調査計画への対応、コールセンター等に関する結果はどうか。また、同結果をどのように評価しているか。

2 統計ニーズ等（調査結果の高齢者対策・児童福祉対策・雇用対策等への活用）にも配慮しつつ、引き続き、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大について検討していくことについてどのように考えているか。

3 試験調査に変わる方法としてアンケート調査、ヒアリングを実施しているが、これらの取組を通じて、調査方法の変更（調査時期、調査系統、郵送調査、コールセンターの導入等）に関し、今後の改善に向けて、どのような方策を考えているか。

#### 4 その他統計ニーズへの対応について

本調査は、就業日数・就業時間の把握方法としてアクチュアル方式<sup>(注)</sup>を採用し、5月中の特定の1週間における就業日数及び就業時間（残業も含めた総時間。以下同じ。）を把握しているが、1か月間又は1年間の就業日数を把握していないため、現状では年間の総実就業時間の推計が可能となっていない。

これについては、本調査において、1か月間の就業日数を追加して把握することにより、健康票や所得票など他の調査票の調査項目との多様なクロス集計・分析を行うことが可能となり、就業状況と健康や所得の関係など、様々な分析を行うことが可能となり、より有用な情報が得られると考えられる。

このようなことから、本調査における1か月間の就業日数など、年間の総実就業時間の推計が可能となる設問を追加する余地や実査可能性等について検討する必要がある。

(注) 1週間などの一定の短い期間における主な就業状態を把握する調査方式をアクチュアル方式という。  
一方、ふだんの主な就業状態を把握する調査方式をユージュアル方式という。

#### (論点)

- 1 現行の5月中の特定の1週間として第3週を把握している理由は何か。当該1週間ににおける就業日数・就業時間に係る結果については、具体的にどのように活用されているのか。そのため、どのようなクロス集計等を作成しているのか。
- 2 上記1とも関連するが、アクチュアル方式で把握している就業日数・就業時間について、他の調査票の調査項目とのクロス集計の充実を図る余地はないか。
- 3 現行の利活用状況や新たな統計ニーズ、報告者負担等にも配慮しつつ、新たに1か月間の就業日数など、年間の総実就業時間の推計が可能となる設問を追加する余地や必要性、実査可能性等について、どのように考えるか。
- 4 上記3とも関連するが、1週間における就業日数・就業時間の把握方法をユージュアル方式に変更することについて、現行の利活用状況を踏まえた上で、どのように考えるか。

#### (参考)

##### ① 労働力調査における就業日数・就業時間の把握状況

労働力調査（総務省所管の基幹統計調査。毎月調査）では、アクチュアル方式により、調査月の月末1週間における仕事をした日数及び時間とともに調査月1か月間に仕事をした日数を把握しているところである。

<p>⑧ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に 仕事をした日数と時間</p> <p>・副業・内職・臨時の仕事などをした時間もすべて含めてください ・⑨欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください ・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください</p>	<p>仕事をした日数 <input type="text"/> 日</p> <p>仕事をした時間 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 時間</p>
<p>⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数</p>	<p>当月の1か月間に <input type="text"/> <input type="text"/> 日</p>

② 就業構造基本調査における就業日数・就業時間の把握状況

就業構造基本調査（総務省所管の基幹統計調査。5年周期調査）では、ユージュアル方式により、1年間の就業日数及び1週間の就業時間を把握しているところである。

A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間	(1) 1年間の就業日数	50 日未満 50 日 100 日 150 日 200 日 250 日 300 日以上
	(2) 規則的か否か	不規則 ある季節だけ だいたい規則的  <b>(第2面A6へ)</b>
	(3) 1週間の就業時間	15 時間未満 15 時間 20 時間 22 時間 30 時間 35 時間 43 時間 46 時間 49 時間 60 時間 64 時間 65 時間 74 時間 75 時間以上  <b>(第2面A6へ)</b>

・この仕事について1年未満の人は 最近の状態をもとにして1年間の見込日数について記入してください  
 ふだん残業している場合はそれも含めて記入してください

以上